

## 工事着手日選択契約方式Q&A

令和3年5月1日

### Q1 工事着手日選択契約方式について

#### A1

工事着手日選択方式は、施工時期の平準化を目的として一部工事で試行導入している契約方式です。

通常、発注者が入札公告(指名通知)に示す工期は、「準備日数+実工事日数+後片付け日数」で算定していますが、工事着手日選択契約方式では、これに「余裕日数」を加えて設定しています。

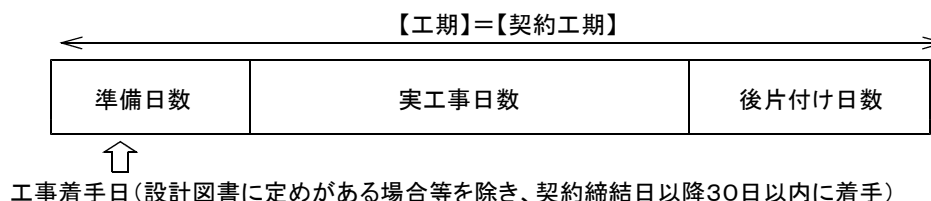
受注者は、発注者が認める範囲内で、工事着手日を自社の都合で選定することができ、事前に建設資材や労働者確保等の準備を行うことができます。

#### ○工事着手日選択契約方式と通常工事の主な違い

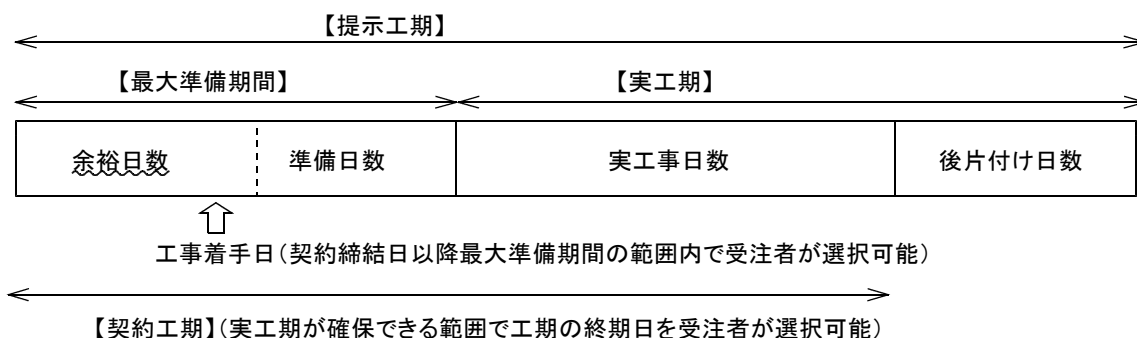
	工事着手日選択契約方式	通常工事
工期の設定	準備日数+実工事日数+後片付け日数+ <u>余裕日数</u>	準備日数+実工事日数+後片付け日数
工事着手日(期限)	最大準備期間の範囲内	契約締結日から30日以内
技術者等の配置期間	工事着手日~工期終期日	工期と同じ
契約工期	工期の終期日を受注者の希望で選定可能	入札公告(指名通知)に示したとおり

#### ○イメージ図

##### ■通常工事



##### ■工事着手日選択契約方式

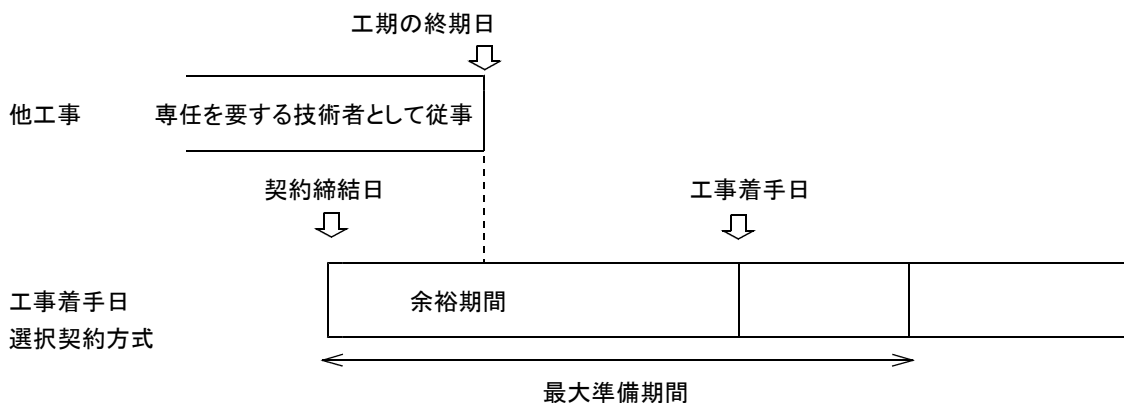




**Q4 配置予定技術者が他の工事で専任を要する技術者として従事しており、工期が当該工事と重複している。**

**A4**

工事着手日までの期間は他の工事に専任を要する技術者として従事することが可能です。



**Q5 通常の工事と比べて、契約手続きに違いがあるのか。**

**A5**

発注者が提示した工期を短縮して契約したい場合は、落札決定後(総合評価落札方式では落札候補者となった後)すみやかに工期等届出書(様式第1号)により発注者へ届出を行ってください。届出の内容により契約書を作成します。

契約においては、上記以外で特別な手続きは必要ありません。

なお、契約後に提出する工程表に工事着手日を記載する必要があり、通常の工事と別様式となっています。

**Q6 コリンズへの登録について。**

**A6**

○契約データ(工期)

契約工期を登録します。

○技術者データ(従事期間)

工期等届出書(様式第1号)で届け出た工事着手日から工期の終期日までの期間で登録します。工期等届出書(様式第1号)を提出していない場合は、通常と同じく契約工期で登録します。

**Q7 先に届け出た工事着手日を変更したい。**

**A7**

工期等届出書(様式第1号)を改めて提出して、監督員の承諾を得てください。あわせてコリンズの登録情報も変更が必要となります。